

令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（アドバイザー派遣等）  
業務仕様書

1 目的

令和8年7月に法定雇用率が2.7%へ引き上げられることを見据えて、障がい者雇用  
に積極的な企業が着実に障がい者雇用を拡大する一方で、これまで障がい者を雇用で  
きていない企業が増えていることから、令和6年から2年連続で県内企業の実雇用率  
等が横ばいとなっている。

はじめて障がい者を雇用する企業では、障がい特性に応じた業務を切り出すノウハ  
ウや、特別支援学校を通じた採用ルートが確立されておらず、加えてフルタイム勤務な  
ど従来の雇用形態以外の選択肢がないため、障がい者雇用が進まないことが課題とな  
っている。

このため、はじめて障がい者を雇用する企業を対象に、業務切り出し等の伴走支援を  
実施して障がい者雇用の拡大を図るとともに、特別支援学校の生徒の実習先や就職先  
となる企業を開拓し、テレワークや短時間雇用による雇用の選択肢を広げる。

2 業務名称

令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（アドバイザー派遣等）

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 定義

ア 障がい者等

障がい者等とは、障害者自立支援法における「障害者」と「障害児」のことをいう。

イ 短時間雇用

短時間雇用とは、短時間労働（週所定労働時間20時間以上30時間未満）もしくは、  
特定短時間労働（週所定労働時間10時間以上20時間未満）による雇用をいう。

ウ テレワーク

テレワークとは、労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、  
かつ自己の住所又は居所において勤務する状態をいう。

エ 多様で柔軟な働き方

上記イの短時間雇用もしくは、ウのテレワークによる働き方をいう。

オ アドバイザー

アドバイザーは、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人  
事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、  
かつ短時間やテレワークによる就労支援実績等の専門性を有する者（社会福祉士や社  
会保険労務士、キャリアコンサルタントなどの有資格者であることが望ましい。）と  
する。

5 業務概要

(1) アドバイザーによる職域開発等

下記のア～エの業務を行うこと。

※本事業の一部は、「令和8年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト」として、実  
施するため、事業を周知するチラシ等には、「厚生労働省採択事業 令和8年度三重県地

域活性化雇用創造プロジェクト」である旨を記載すること。

また、本事業の経費を見積もりするにあたっては、同プロジェクトの業務「ア、ウ、エ」と同プロジェクトに含まれない業務「イ」と区分すること。また、報告書や請求書、支出書類についても、区分して、提出すること。

ア アドバイザーによる職域開発等

はじめて障がい者を雇用する企業等を対象に、障がい者雇用の専門家をアドバイザーとして派遣し、障がい者向け業務の切り出しや受入れ環境の整備など職域開発について、次の（ア）から（ク）の支援を実施すること。

（ア）相談の受付

障がい者の雇い入れに関する困りごとなどの企業からの相談を電話、オンラインまたは電子メール等により随時受け付け、課題解決を支援するとともに、雇用につなげるための情報提供を行うこと。

（イ）アドバイザー派遣

希望する企業には、アドバイザーを派遣（各社上限5回）し、短時間勤務やテレワークを活用した業務切り出しや受入れ環境の整備などの支援を行うこと（現地での支援を基本とする。ただし、派遣先企業からの要望、その他県が認める場合は、Web 会議システムを利用して実施することも可とする。なお、Web 会議システムの利用環境等の確保は、受託者の責任において実施し、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施する。）。

（ウ）アドバイザーの派遣先

アドバイザーの派遣先は、県内に本社又は事業所等を有する次の企業とすること。

- ① 令和8年7月の法定雇用率の引上げにより、障がい者を雇用する義務が生じる常用雇用労働者数が37.5人以上40.0人未満の県内企業
- ② 法定雇用率対象企業で、雇用障がい者数が0人である企業
- ③ 法定雇用率対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業
- ④ 常用雇用労働者数が37.5人未満で、障がい者雇用に意欲のある企業

（エ）派遣先企業リスト

上記①の企業リストは、受託者が民間企業等から購入すること。②～③の企業リストは、契約後に県から提供する。

また、下記（オ）の広報先として使用するため、購入後速やかに県に提出すること。

（オ）広報

県と協議の上、チラシを2,000部（A4・カラー両面刷り）作成し、データと合わせて県に提出すること。

受託者は、チラシデータを活用し、ホームページ等により企業向けの広報を行うこと。なお、上記①～③の企業については、県がチラシを郵送する。

（カ）障害者専用求人票の提出

アドバイザー派遣を行った企業において、障害者専用求人票をハローワークに提出するよう促すこと。障害者専用求人票提出後も、派遣回数の上限に関わらず、雇用状況の確認及び適宜支援を行うこと（成果指標の対象とする。）。

（キ）障がい者の就労支援

上記（ウ）の障害者専用求人票を提出した企業と就労を希望する障がい者を委託訓練につなげること。

(ク) 障がい者と共に働くカフェなどの出張販売受入企業の開拓

従業員の障がい者雇用への理解促進を図るため、企業へのアドバイザー派遣に付随して、次のフローにより障がい者と共に働くカフェなどの出張販売を受け入れる企業を次の業務フローにより開拓すること。

【業務フロー】

- ① 障がい者と共に働くカフェのチラシ（※）を持参し、同カフェが出張販売することを企業に提案し、販売の許可を得ること。  
※チラシは県が提供する。
- ② 許可が得られた場合、出張販売許可報告書により三重県障がい者雇用推進コーディネーターあて報告すること。

イ 特別支援学校における職場実習受入先の開拓等

(ア) 企業開拓

特別支援学校高等部（県内 17 校）に在籍する生徒向けの実習先及び就職先となる企業開拓を次の業務フローにより実施すること。

【業務フロー】

- ① 特別支援学校の進路担当教員に、多様で柔軟な働き方を希望する生徒の状況（家庭状況、希望職種等）を確認すること。対象となる生徒は、高等部の全学年の生徒とすること。（10 名程度）
- ② 上記①の生徒に適した企業を実習先として開拓すること。但し、アの事業を活用して、特別支援学校の職場実習先受け入れ先企業を開拓することも可能とすること（共に成果指標の対象とする。）。
- ③ 上記①の生徒と②の企業とのマッチングを行うこと。その際、進路指導担当教員と協議のうえ、生徒の状況と業務内容等が適合するよう調整すること。
- ④ 上記②企業での実習は、生徒が所属する特別支援学校が実施する。受託者は、実習の実施状況について特別支援学校の担当者と適宜情報を共有すること。
- ⑤ 高等部 1、2 年生の生徒が、上記④の実習後、翌年度の実習につながらないなど期待した成果が得られず、かつ本人と保護者が引き続き多様で柔軟な働き方を希望する場合は、新たに上記③のマッチングを行うこと。
- ⑥ 高等部 3 年生の生徒が、上記④の実習後、就職内定につながらず、かつ本人と保護者が、引き続き、多様で柔軟な働き方を希望する場合は、新たに③のマッチングを行うこと（成果指標の対象とする。）。
- ⑦ 上記④実習先の企業が採用を希望する場合、実習先企業に就労条件や配慮事項等についての助言を行うこと。
- ⑧ 上記⑦の助言内容について、三重県教育委員会事務局に在籍する多様な働き方支援員と情報を共有すること。

(イ) 研修会等での事業説明の実施

次の a、b の業務を実施すること。

a 特別支援学校進路指導担当者研修会での事例紹介

- (a) 時期 契約後連絡（5 月から 6 月までの間で調整）
- (b) 方法 Web 会議システム
- (c) 紹介する内容

支援した企業事例を基に、企業での受け入れ体制や、短時間やテレワ

ークで働く障がい者の業務、就労に向けた支援等について紹介すること。

b 特別支援学校の進路指導研修講座（※）（個別研修会）での事例紹介

(a) 紹介時期 随時

(b) 事例を紹介する特別支援学校

県立特別支援学校 17 校のうち 3 校程度にて紹介すること。

具体的な学校については、特別支援教育課と相談の上、決定すること。

(c) 紹介方法

決定した県立特別支援学校と相談の上、現地または Web 会議システムにより、進路指導研修講座（個別研修会）に参加し、短時間やテレワーク

で働く障がい者の業務、就労に向けた支援等について説明すること（詳細は各特別支援学校の進路指導担当教員と相談する。）。

(d) 紹介回数

上記（c）の特別支援学校で各 1 回程度とすること。

なお、Web 会議システムを利用して開催する場合、同日同時時間帯で複数校で紹介することもある。

※進路指導研修講座とは、a の研修会に参加した進路指導担当教員が特別支援学校の教員に対し、進路指導について説明する研修会をいう。

ウ 三重県『産・福・学』障がい者雇用情報交流会の開催

障がい者雇用の事例等を紹介するセミナーと、障がい者雇用をテーマとしたグループディスカッションで構成される交流会を 3 回以上、開催すること。

(ア) 交流会の名称

交流会の名称は、「令和 8 年度 三重県『産・福・学』障がい者雇用情報交流会」とすること。

(イ) 資料の作成

交流会資料（名札、参加者名簿等）を作成すること（昨年度の資料は、契約締結後に県から提供する。）。

(ウ) 交流会参加者

交流会の参加者は、企業の人事担当者、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等の就労支援（進路指導）担当者とすること。

なお、特別支援学校等の担当者は、県で取りまとめて、受託者に連絡する。

（目標参加者数 のべ 120 名程度（各回 30～40 名程度））

(エ) 開催地域及び会場の確保

北勢地域、中勢・伊賀地域、南勢・東紀州地域の 3 地域（※）で 8 月下旬に各 1 回以上とすること。また、各地域において、交通アクセスが良好等利便性の高い会場を確保すること。

※北勢地域とは、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の 5 市 5 町とする。

中勢・伊賀地域とは、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町の 2 市 4 町及び名張市、伊賀市の 2 市とする。

南勢・東紀州地域とは、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の 3 市 3 町及び尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の 2 市 3 町とす

る。

(オ) 広報

県と協議の上、チラシを2,000部(A4・カラー両面刷り)作成し、データと合わせて県に提出すること。なお、上記ア(ウ)①~③の企業については、県がチラシを郵送するため、受託者は、ホームページ等により企業向けの広報を行うこと。

(カ) 内容・進行

- ① 交流会の最初に障がい者雇用の事例を紹介するセミナーを実施し、その後、5~6人程度のグループに分けて、グループディスカッションを実施すること。
- ② 交流会の進行を行う全体の司会者を配置すること。また、各グループには、ファシリテーターを配置して、議論を活性化させるとともに、障がい者雇用の参考となるよう配慮すること。
- ③ グループは、はじめて障がい者を雇用する企業等、障がい者雇用に経験がある企業、障がい福祉サービス事業所、特別支援学校等がバランスよく参加できるように構成し、グループディスカッションを実施すること。
- ④ グループディスカッションのテーマは、県と相談の上、決定すること。
- ⑤ セミナー講師との各種調整は受託者において行うこと。
- ⑥ 講師謝金は、委託料の範囲内でまかなうこと。

(キ) アンケートの実施

アンケートは、交流会終了後に、当日の参加者を対象に、運営方法等に関するアンケートを実施すること。

エ その他実施業務

- (ア) 業務を実施するにあたっては、必要に応じてハローワークなど関係機関と情報共有を行うこと。
- (イ) 必要に応じて、月に1回程度、県と打合せを行うこと。その際、打合せ記録(日時、場所、出席者、打合せ内容を記録する。様式は任意とする。)を作成し、県へ提出すること。
- (ウ) 県が6月(予定)に開催する「障害者雇用状況報告(ロクイチ報告)勉強会」において、事業内容について説明すること。
- (エ) その他、県主催の障がい者雇用支援事業と積極的に連携し、協力すること。

オ 事業実施にあたっての注意事項

- (ア) 当事業の実施にあたっては、地域活性化雇用創造プロジェクト(令和8年度開始分)実施要領を遵守すること。
- (イ) 訪問した企業には、実績確認のため、地域活性化雇用創造プロジェクト(令和8年度開始分)実施要領に基づき、聞き取りを行うこと。

※1 地域活性化雇用創造プロジェクト(令和8年度開始分)実施要領は、契約締結後に県から受託者へ提供する。

※2 良質な雇用とは、地域活性化雇用創造プロジェクト(令和8年度開始分)実施要領に定める良質な雇用の基準を満たす雇用である。

## カ 業務スケジュール

業務スケジュールの案は、次のとおりとする。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に県と協議すること。

	実施内容	参考
4月		
5月	広報資料作成	障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会 案内状発送（県）
6月	特別支援学校進路指導担当者研修 広報	障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会 と事業紹介（県）、職場実習（特別支援学校）
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーによる職域開発などの支援</li> <li>・相談支援（随時）</li> <li>・出張販売許可の確認</li> <li>・特別支援学校への情報提供および就労支援</li> <li>・特別支援学校進路指導研修講座</li> <li>・三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会</li> </ul>	障害者就職面接会（7月から2月）
8月		企業説明会（8月から11月）
9月		障害者雇用支援月間
10月		
11月		職場実習（特別支援学校）
12月		
1月		
2月		
3月	事業完了報告	

## (2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、委託業務実績報告書を県に提出すること。

### ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word または Excel）を提出すること。

#### (ア) 企業等支援報告書（第1号様式）

契約日以降、企業支援（相談を含む。）を行った日が属する月の翌月10日までに、パスワード設定した電子データで提出すること。また、前記(6)の打ち合わせを行った場合は、その記録を三重県にパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

また、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

#### (イ) 出張販売許可報告書（第2号様式）

アドバイザー派遣等を実施した日が属する月の翌月10日までに、パスワード設定した電子データで提出すること。

また、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

#### (ウ) 特別支援学校訪問等記録表（第3号様式）

特別支援学校の訪問等を行った日が属する月の翌月10日までに、パスワード設定した電子データで提出すること。

また、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

#### (エ) 業務完了報告書（第4号様式）

業務完了後、所要経費の根拠資料を添付して、業務完了報告書（第4号様式）を速やかに1部提出すること。

### イ 提出期限

履行期限である令和9年3月12日（金）までとする。

## 6 成果指標

### (1) 職域開発

上記5(1)アの支援を行った企業のうちハローワークへ障がい者専用求人票を提出した企業数 10社以上

### (2) 職場実習受入先の開拓等

①多様で柔軟な働き方につながる職場実習受入先企業数 10社以上  
※(1)と(2)①の企業は、重複可とする。

②本事業を通じて、企業とマッチングした多様で柔軟な働き方を希望する特別支援学校高等部生徒数 3人以上  
②で職場実習が成立した企業において、多様で柔軟な働き方で実際に内定を受けた支援学校高等部3年生の人数 2人以上

#### 【成果指標を達成できなかった場合の措置】

開拓した企業数が(1)及び(2)①に示す値に満たない場合、不要となる実費相当額および成果報酬額を協議のうえ、委託費用から減額する場合がある。また、本人・保護者の都合以外の理由で(2)②③に示す値に満たない場合、同様に協議のうえ、委託費用から減額する場合がある。

## 7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

## 8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成

果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上、実施するものとする。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。
- (8) 飲食に係る経費、及び事業に参加する求職者等に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- (9) 事業の実施にあたっては、契約後、三重県から別途提示する「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。
- (10) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班  
電話番号 059-224-2510 メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp  
担当 中野、西山

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

電話番号 059-224-2961 メールアドレス shienkyo@pref.mie.lg.jp  
担当 永井